

○学校法人東京家政学院理事長及び常勤役員の退任手当支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京家政学院の理事長並びに日常的な勤務を内容とする役職を務める理事及び監事（以下「常勤役員」という。）に支給する退任手当について定める。

(退任手当の支給)

第2条 退任手当は、理事長又は常勤役員（以下「理事長・常勤役員」という。）が次の各号に掲げる異動をした場合に、次の各号に掲げるときに、その者に支給する。

(1) 理事又は監事の任期を1期終了した場合 その任期を1期終了したとき

(2) 理事又は監事の任期の途中において退任（死亡による退任を含む。）した場合理事又は監事を退任したとき

(3) 理事又は監事の任期の途中において理事長・常勤役員以外の役員になった場合理事長・常勤役員でなくなったとき

(退任手当の額)

第3条 退任手当の額は、その役職の在任期間1月につき、第2条各号に掲げる異動のときの本俸月額（学校法人東京家政学院理事長及び常勤役員の給与支給規程に規定する本俸月額をいう。）に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。ただし、その任期の途中において役職を異にする理事長・常勤役員の役職に就任した理事の退任手当の額は、異なる役職ごとの在任期間1月につき、第2条各号に掲げる異動のときの異なる役職ごとの本俸月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(退任手当の不支給)

第4条 理事長・常勤役員が寄附行為第11条第1号各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するとして解任されたときは、その役員には退任手当を支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 死亡により退任した場合の退任手当は、学校法人東京家政学院退職手当規程第9条の規定を準用して支給する。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この学校法人東京家政学院理事長及び常勤役員の退任手当支給規則は、学校法人東京家政学院理事長及び常勤役員の退任手当支給規程に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。